

※ 保存期間 30 年(平成 60 年 3 月 31 日まで)

○緊急自動車等の指定等に係る事務処理要領の制定について(通達甲)

(平成 30 年 3 月 29 日徳交規第 171 号)

改正 令和 4 年 12 月 22 日徳交規第 407 号

各部課長

各警察署長

道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 13 条第 1 項に規定する緊急自動車及び令第 14 条の 2 に規定する道路維持作業用自動車の指定又は届出に関する事務については、徳島県道路交通法施行細則(昭和 47 年徳島県公安委員会規則第 1 号)に基づき実施しているところであるが、より適正かつ実効的な運用を図るため、別添のとおり緊急自動車等の指定等に係る事務処理要領を制定し、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

緊急自動車等の指定等に係る事務処理要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)及び徳島県道路交通法施行細則(昭和 47 年徳島県公安委員会規則第 1 号。以下「細則」という。)その他の関係規程に定めるもののほか、緊急自動車等の指定及び届出に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 指定及び届出に係る基本手続

(1) 緊急自動車等の指定

緊急自動車等の指定は、申請者が当該指定に係る申請をした後に、自動車の登録を受け、県警察において、当該自動車が緊急自動車等の要件に該当することの確認及び指定証の交付を受けることにより当該指定に係る手続を完了する。

(2) 緊急自動車等の届出

緊急自動車等の届出は、届出者が当該届出をした後に、自動車の登録を受け、県警察において、当該自動車が緊急自動車等の要件に該当することの確認及び届出確認証の交付を受けることにより当該届出に係る手続を完

了する。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

1 緊急自動車

法第39条第1項及び令第13条第1項に規定する緊急自動車をいう。

2 道路維持作業用自動車

法第41条第4項及び令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車をいう。

3 緊急自動車等

緊急自動車及び道路維持作業用自動車をいう。

4 緊急自動車等指定

令第13条第1項及び令第14条第2号の規定による緊急自動車等の指定をいう。

5 緊急自動車等届出

令第13条第1項及び令第14条第1号の規定による緊急自動車等の届出をいう。

6 申請書

細則第8条第1項(第9条において準用する場合を含む。)に規定する申請書をいう。

7 取扱者

緊急自動車等指定、緊急自動車等届出又は記載事項変更届出に係る事務を担当する者をいう。

8 申請者

緊急自動車等指定の申請をした者又は再交付申請をした者をいう。

9 指定証

細則第8条第2項(第9条において準用する場合を含む。)に規定する指定証をいう。

10 届出書

細則第10条第1項(第10条の2において準用する場合を含む。)に規定する届出書をいう。

11 届出者

緊急自動車等届出をした者、又は指定証若しくは届出確認証に係る記載事項変更届出をした者をいう。

12 届出確認証

細則第10条第2項(第10条の2において準用する場合を含む。)に規定する届出確認証をいう。

13 自動車の登録

申請者又は届出者が運輸支局において道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定による自動車の登録又は変更登録を受けることをいう。

14 記載事項変更届出

細則第 8 条第 4 項(第 9 条において準用する場合を含む。)又は第 10 条第 4 項(第 10 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による記載事項の変更の届出をいう。

15 記載事項変更届

細則第 8 条第 4 項(第 9 条において準用する場合を含む。)又は第 10 条第 4 項(第 10 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する記載事項変更届をいう。

16 再交付申請

細則第 8 条第 5 項(第 9 条において準用する場合を含む。)又は第 10 条第 5 項(第 10 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する再交付の申請をいう。

17 再交付申請書

細則第 8 条第 5 項(第 9 条において準用する場合を含む。)又は第 10 条第 5 項(第 10 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する再交付申請書をいう。

18 指定証等の返納

細則第 8 条第 6 項(第 9 条において準用する場合を含む。)の規定による指定証の返納又は第 10 条第 6 項(第 10 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による届出確認証の返納をいう。

第 3 緊急自動車等指定

1 受付窓口

緊急自動車等指定の申請(以下「申請」という。)の受付は、交通規制課において行うものとする。

2 提出書類

申請を受けるときは、申請書 2 通の提出を求めるものとする。この場合において、車両の構造又は装置が不明瞭等であるときは、これらについての説明が書かれた書面その他の資料を求めることができるものとする。

3 申請の手続

(1) 申請の受理

ア 申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項について確認した上で受理するものとする。

(ア) 申請書は所定の様式を使用しているか。

- (イ) 申請書の記載事項は充足しているか。
- (ウ) 緊急自動車等としての要件は充足しているか。
- (エ) 届出ではなく指定対象の車両に該当するか。

イ 取扱者は、受理した申請書2通の下部余白に受理日を記載し、記名又は押印するものとする。

(2) 受理申請書の返却及び説明

ア (1)のイの受理手続が終了した申請書のうち1通は、申請者に返却するものとする。

イ 申請書を返却するときは、申請者に対して、自動車の登録後、交通規制課において、自動車検査証記録事項が記載された書面を提示して当該自動車の確認を受ける必要があることを説明するものとする。

(3) 申請の受理等の管理

ア 申請の受理及び指定状況等は、交通規制課に備え置く次に掲げる簿冊(以下「指定台帳」という。)において管理するものとする。

- (ア) 緊急自動車(指定)交付台帳(別記様式第1号)

- (イ) 道路維持作業用自動車(指定)交付台帳(別記様式第2号)

イ 指定台帳の指定番号は、前年から継続する一連番号とする。

4 自動車の確認等

(1) 自動車検査証記録事項が記載された書面の写しの作成

自動車の登録後、申請者から自動車検査証記録事項が記載された書面の提示を受けたときは、その写しを作成するものとする。

(2) 自動車の確認

取扱者は、当該申請に係る自動車について、次に掲げる事項を確認し、申請書の下部余白に確認した日付及び確認した事項を記載の上、記名又は押印するものとする。

ア 緊急自動車の場合

- (ア) 道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第49条第1項に規定されている警光灯及びサイレンを備えているか。

- (イ) 保安基準第49条第2項に規定されている塗色がなされているか。

イ 道路維持作業用自動車の場合

- (ア) 保安基準第49条の2に規定されている灯火を備えているか。

- (イ) 令第14条の2第2号に規定されている塗色がなされているか。

5 指定証の交付

(1) 指定証の作成・交付

申請に基づき緊急自動車等指定をしたときは、指定証正・副本2通を作

成し、正本を申請者に交付するものとする。

(2) 受領印等

申請者に指定証を交付するときは、指定証の副本の右余白に申請者の受領の署名又は押印及び受領日の記載を求めるものとする。

第4 緊急自動車等届出

1 受付窓口

緊急自動車等届出の受付は、交通規制課又は当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署(分庁舎がある署にあっては、当該分庁舎を含む。)において行うものとする。

2 提出書類

緊急自動車等届出を受けるときは、届出書2通の提出を求めるものとする。この場合において、車両の構造又は装置が不明瞭等であるときは、これらについての説明が書かれた書面その他の資料を求めることができるものとする。

3 緊急自動車等届出の手続

(1) 緊急自動車等届出の受理

ア 届出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項について確認した上で受理するものとする。

- (ア) 届出書は所定の様式を使用しているか。
- (イ) 届出書の記載事項は充足しているか。
- (ウ) 緊急自動車等としての要件は充足しているか。
- (エ) 指定でなく届出対象の車両に該当するか。

イ 取扱者は、受理した届出書2通の下部余白に受理日を記載し、記名又は押印するものとする。

(2) 受理届出書の返却及び説明

ア (1)のイの受理手続が終了した届出書のうち1通は、届出者に返却するものとする。

イ 届出書を返却するときは、届出者に対して、自動車の登録後、当該届出を受理した交通規制課又は署(分庁舎において届出書を受理したときは、当該分庁舎)において、自動車検査証記録事項が記載された書面を提示して当該自動車の確認を受ける必要があることを説明するものとする。

(3) 緊急自動車等届出の受理等の管理

ア 緊急自動車等届出の受理及び確認状況等は、交通規制課又は署(分庁舎がある署にあっては、分庁舎を含む。)に備え置く次に掲げる簿冊において管理するものとする。

- (ア) 交通規制課 緊急自動車(届出)交付台帳(別記様式第3号)又は道路維持作業用自動車(届出)交付台帳(別記様式第4号)(以下「届出台帳」)

という。)

- (イ) 署 緊急自動車(指定・届出)受理簿(別記様式第5号)又は道路維持作業用自動車(指定・届出)受理簿(別記様式第6号)(以下「受理簿」という。)

イ 届出台帳の届出番号は前年から継続する一連番号とし、受理簿の受理番号は年度ごとの一連番号とする。また、分庁舎にあっては専用の受理番号とし、当該番号の前に「A」を付して表記するものとする。

4 自動車の確認等

(1) 自動車の確認

第3の4の規定は、緊急自動車等届出に係る自動車の確認について準用する。この場合において、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

(2) 届出書等の送付

署長は、(1)の自動車の確認をしたときは、届出書及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し(以下「届出書等」という。)を交通規制課長に送付するものとする。この場合においては、届出書等の写しを作成し、当該署(分庁舎において届出書を受理したときは、当該分庁舎)において保管するものとする。

5 届出確認証の交付

(1) 届出確認証の作成・交付

ア 交通規制課における事務

- (ア) 緊急自動車等届出に基づき自動車の確認をしたとき又は4の(2)により届出書等の送付を受けたときは、届出確認証正・副本2通を作成するものとする。

- (イ) 交通規制課において受理した緊急自動車等届出に係る届出確認証の正本は、届出者に交付するものとする。

- (ウ) 署において受理した緊急自動車等届出に係る届出確認証の正本は、当該署(分庁舎において当該届出を受理したときは、当該分庁舎)に送付するものとする。

イ 署における事務

アの(ウ)により届出確認証の送付を受けたとき(分庁舎において当該届出を受理したときは、当該分庁舎)は、届出者に交付するものとする。

(2) 受領印等

届出者に届出確認証を交付するときは、(1)のアの(イ)においては届出確認証の副本の右余白に、同イにおいては届出確認証の写しを作成し、その

右余白に、届出者の受領の署名又は押印及び受領日の記載を求めるものとする。

第5 指定証等に係る記載事項変更の届出

1 受付窓口

記載事項変更届出の受付は、当該届出に係る指定証又は届出確認証(以下「指定証等」という。)を交付した交通規制課又は署(分庁舎において指定証等を交付したときは、当該分庁舎)において行うものとする。

2 記載事項の変更の範囲

変更に係る事項が緊急自動車等指定又は緊急自動車等届出の確認をした自動車及び用途と同一性を失うものである場合は、新たに申請又は届出をさせるものとする。

3 提出書類

記載事項変更届出を受けるときは、記載事項変更届2通、変更内容を疎明する資料及び当該届出に係る指定証等(以下第5及び第6において「元指定証等」という。)の写しの提出を求めるものとする。

4 記載事項変更届出の手続

(1) 記載事項変更届出の受理

ア 記載事項変更届2通、変更内容を疎明する資料及び元指定証等の写しの提出を受けたときは、内容を確認した上で受理するものとする。

イ 取扱者は、受理した記載事項変更届2通の下部余白に受理日を記載し、記名又は押印するものとする。

(2) 受理記載事項変更届の返却及び説明

ア (1)のイの受理手続が終了した記載事項変更届のうち1通は、届出者に返却するものとする。

イ 記載事項変更届を返却するときは、届出者に対して、自動車の登録後、当該届出を受理した交通規制課又は署(分庁舎において当該記載事項変更届を受理したときは、当該分庁舎)において、自動車検査証記録事項が記載された書面を提示する必要があることを説明するものとする。

5 記載事項変更届等の確認等

(1) 自動車検査証記録事項が記載された書面の写しの作成

自動車の登録後、届出者から記載事項の変更後の自動車検査証記録事項が記載された書面の提示を受けたときは、その写しを作成するものとする。

(2) 記載事項変更届等の確認

ア 内容の確認

受理した記載事項変更届2通、変更内容を疎明する資料、元指定証等及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し(以下「記載事項変更

届等」という。)を確認する。

イ 記載事項変更届等の送付

署長は、アの確認をしたときは、記載事項変更届等を交通規制課長に送付するものとする。この場合においては、記載事項変更届等の写しを作成し、当該署(分庁舎において記載事項変更届出書を受理したときは、当該分庁舎)において保管するものとする。

6 変更後の指定証等の交付等

(1) 変更後の指定証等の作成・交付

ア 交通規制課における事務

(ア) 記載事項変更届等を確認したとき又は5の(2)のイにより記載事項変更届等の送付を受けたときは、記載事項を変更した指定証等(以下「変更後の指定証等」という。)正・副本2通を作成するものとする。

(イ) 変更後の指定証等の指定証番号又は届出確認証番号及び交付日は、元の指定証等と同一とし、変更後の指定証等の正・副本の下部余白に、記載事項を変更した日付及び「記載事項変更」を記載するものとする。

(ウ) 交通規制課において受理した記載事項変更届出に係る変更後の指定証等の正本は、元指定証等と引換えに、届出者に交付するものとする。

(エ) 署において受理した記載事項変更届出に係る変更後の指定証等の正本は、当該署に送付するものとする。

イ 署における事務

(ア) アの(エ)により変更後の指定証等の送付を受けたときは、元指定証等と引換えに、届出者に交付するものとする。

(イ) (ア)により受理した元指定証等は、交通規制課長に送付するものとする。

(2) 受領印等

届出者に変更後の指定証等を交付するときは、(1)のアの(ウ)においては変更後の指定証等の副本の右余白に、同イの(ア)においては変更後の指定証等の写しを作成し、その右余白に、届出者の受領の署名又は押印及び受領日の記載を求めるものとする。

(3) 台帳等への記入

指定台帳若しくは届出台帳又は受理簿の当該届出に係る自動車の行の備考欄に、記載事項を変更した日付及び「記載事項変更」を朱書きし、該当箇所を朱書きで変更するものとする。

第6 指定証等の再交付

1 受付窓口

再交付申請の受付は、当該申請に係る指定証等を交付した交通規制課又は署(分庁舎において交付したときは、当該分庁舎)において行うものとする

2 提出書類

再交付申請を受けるときは、再交付申請書1通及び再交付を必要とする理由書(以下「再交付申請書等」という。)の提出を求めるものとする。

3 再交付申請書等の送付

署長は、再交付申請書等を受理したときは、これらを交通規制課長に送付するものとする。この場合においては、再交付申請書等の写しを作成し、当該署において保管するものとする。

4 再交付指定証等の作成・交付等

(1) 再交付指定証等の作成・交付

ア 交通規制課における事務

(ア) 再交付申請書等を受理したとき又は3により再交付申請書等の送付を受けたときは、再交付する指定証等(以下「再交付指定証等」という。)正・副本2通を作成するものとする。

(イ) (ア)における再交付指定証等の指定証番号又は届出確認証番号及び交付日は、元指定証等と同一とし、再交付指定証等の正・副本の下部余白に、再交付した日付及び「再交付」を記載するものとする。

(ウ) 交通規制課において受理した再交付申請に係る再交付指定証等の正本は、申請者に交付するものとする。

(エ) 署において受理した再交付申請に係る再交付指定証等の正本は、当該署に送付するものとする。

イ 署における事務

アの(エ)により再交付指定証等の送付を受けたときは、申請者に交付するものとする。

(2) 受領印等

申請者に再交付指定証等を交付するときは、(1)のアの(ウ)においては再交付指定証等の副本の右余白に、同イにおいては再交付指定証等の写しを作成し、その右余白に、申請者の受領の署名又は押印及び受領日の記載を求めるものとする。

(3) 台帳等への記入

指定台帳若しくは届出台帳又は受理簿の当該申請に係る自動車の行の備考欄に、再交付した日付及び「再交付」を記載するものとする。

第7 指定証等の返納

1 受付窓口

指定証等の返納の受付は、交通規制課又は全署(分庁舎がある署にあっては、当該分庁舎を含む。)において行うものとする。

2 指定証等の返納の受理

(1) 台帳等への記入

指定証等の返納を受理したときは、指定台帳若しくは届出台帳又は受理簿の当該指定証等に係る自動車の行の備考欄に、返納された日付及び「返納」を朱書きし、当該行を二線で削除するものとする。

(2) 返納された指定証等の送付

署長は、受理した指定証等を交通規制課長に送付するものとする。

(3) 留意事項

指定証等の返納を受理した署長が指定証等を交付した署長と同一でないとき又は署長が交付した指定証等の返納を交通規制課長が受理したときは、交通規制課長は指定証等を交付した署の長に連絡するものとし、連絡を受けた署の長は、(1)の処理をするものとする。

第8 関係書類の管理

指定台帳、届出台帳及び受理簿のほか、次の表の左欄の所属において、それぞれ同表の中欄に掲げる簿冊を作成し、同表の右欄に掲げる書類を編綴して保管するものとする。

所 属	簿冊	編綴する書類
交 通 規 制 課	緊急自動車指定申請書関係	申請書(資料があるときは資料を添付) 自動車検査証記録事項が記載された書面の写し 指定証の副本
	道路維持作業用自動車指定申請書関係	
	緊急自動車届出書関係	届出書等(資料があるときは資料を添付) 届出確認証の副本
	道路維持作業用自動車届出書関係	
	緊急自動車・道路維持作業用自動車(指定証・届出確認証)記載事項変更届	記載事項変更届等 元の指定証等 変更後の指定証等の副本
	緊急自動車・道路維持作業用自動車(指定証・届出確認証)再交付申請書	再交付申請書等 再交付指定証等の副本
	緊急自動車届出書関係	届出書等の写し 届出確認証の写し
	道路維持作業用自動車届出書関係	
	緊急自動車・道路維持作業用自	記載事項変更届等の写し 変更後の

署	動車(指定証・届出確認証)記載 事項変更届	届出確認証の写し
	緊急自動車・道路維持作業用自 動車(指定証・届出確認証)再交 付申請書	再交付申請書等の写し　再交付指定 証等の写し

別記様式第1号（第3の3の(4)関係）

緊急自動車（指定）交付台帳

別記様式第2号（第3の3の(4)関係）

道 路 維 持 作 業 用 自 動 車 (指 定) 交 付 台 帳

別記様式第3号（第4の3の(3)関係）

緊急自動車（届出）交付台帳

別記様式第4号（第4の3の(3)関係）

道 路 維 持 作 業 用 自 動 車 (届 出) 交 付 台 帳

別記様式第5号（第4の3の（3）関係）

別記様式第6号（第4の3の（3）関係）